

八王子市認定農業者等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づく農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の八王子市の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の規定に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の八王子市の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）が行う改善計画または就農計画を推進する事業に要する経費の一部を補助することにより、認定農業者または認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、認定農業者等に対し交付する。

(補助の対象となる事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定農業者等が行う改善計画または就農計画を推進する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業生産方式の改善に関する事業【農業機械（トラクター、管理機、運搬器具等「自動車は除く」）、農業用資材（パイプハウスの全張替に係る費用含む）の購入】
- (2) スマート農業推進に関する経費【農業用ドローン等「パソコン・プリンターは除く」】
- (3) 出荷、販売施設に関する経費【保冷库、直売所施設等の設置】
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の対象となる経費は、前条に定める補助対象事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

2 補助金の交付額は、前条に規定する事業に要する経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、毎年度の予算の定める範囲内で交付する。ただし、10万円を限度とする。

3 前項に定める補助金の交付は、認定された改善計画または就農計画の期間ごとに1経営体1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定農業者等（以下「申請者」という。）は、八王子市認定農業者等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、八王子市認定農業者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

(補助金対象事業の変更)

第8条 補助金の交付を受けた申請者（以下「補助農業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、八王子市認定農業者等支援事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更（購入品の変更等）する場合（補助対象経費の変更を伴わない軽微な変更を除く）
- (2) 補助対象事業を中止する場合

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を八王子市認定農業者等支援事業費補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により当該補助農業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助農業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに八王子市認定農業者等支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に当該事業完了を証する書類（写真）及び当該事業に係る費用がわかる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市認定農業者等支援事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該補助農業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた補助農業者は、八王子市認定農業者等支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助農業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、八王子市認定農業者等支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該補助農業者に通知するものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（本人確認）

第15条 申請者が本補助金に係る申請等に関して、押印を省略した場合、申請書等における押印及び署名の見直し方針（令和3年（2021年）1月14日市長決裁）及び押印及び署名の見直しと運用について（令和3年（2021年）3月19日付通知）に基づき、本人確認を実施する。

- 2 前項に定める本人確認は、本人であることを確認するための書類の窓口における確認または紙媒体での提出とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 この補助金については、補助金制度見直し方針（平成31年（2019年）2月策定）に則り、費用対効果をふまえた効果検証を行うなど、この要綱の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しの措置を講ぜられるべきものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。